

第 51 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託契約書（案）

第 51 回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、第 51 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第 2 条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 名称 第 51 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務
- (2) 内容 別紙 1 「第 51 回全国高等学校総合文化祭開催前年度国際交流業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、令和 8 年 月 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円）とする。

【免除する場合】

（契約保証金）

第 5 条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号。以下「規則」という。）第 136 条第 号に準じて免除するものとする。

【徴する場合】

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金の額は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 契約保証金は、乙が契約の履行をすべて完了し委託料を請求したとき又は契約が解除されたときは、乙の請求に基づき還付する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 6 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承

継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の実施を第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(権利の侵害)

第8条 乙は、業務の実施に際して第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。

- 2 乙は、業務の実施に際して第三者が権利を有する著作物等を使用する場合、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。
- 3 業務の実施に際して第三者の著作権等の権利侵害の紛争等が発生したときは、当該紛争が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛を甲のために講じなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、甲が所有するデータ及び資料（以下「データ等」という。）を甲の許可なく複製し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、データ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、業務の遂行のため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」及び「石川県情報調達共通特記仕様書」を守らなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について随時に調査を行い、又は乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、前項に規定する調査、報告、資料提出の結果、業務の履行に関して改善が必要と認めたときは、乙に対し必要な指示を与えて適正な履行を求めることができるものとする。

(業務の内容等の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、第4条に規定する委託料を変更することができる。

(天災その他経済情勢の激変等による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(成果の報告)

第15条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第16条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に業務の成果について検査をしなければならない。

2 乙は、業務の成果が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、補正に要する費用は、乙の負担とする。

3 前条及び第1項の規定は、業務の補正が完了したときについて準用する。

(委託料の支払)

第17条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、第4条に規定する委託料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求書を受けた日から30日以内に、委託料を乙に支払わなければならない。

(権利の帰属等)

第18条 業務の成果（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び意匠権等のすべての

権利は甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の承諾なしに業務の成果を他に流用してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 乙は、著作権人格権を行使しないものとする。

(履行遅滞に対する損害金等)

第 19 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託料に対して、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第 17 条の規定による委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 甲は、引き渡された業務の成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は業務の成果物を引き渡した日（その引渡しを要しない場合にあつては、業務が完了した日。以下同じ。）を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する委託料の減額の請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が仕様書の記載内容又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その仕様書又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 第 1 項から前項までに規定する追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請

求及び契約の解除は、業務の成果物を引き渡した日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 6 甲は引き渡された業務の成果物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに乙に通知しなければ、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - (4) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。
 - (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - (6) やむを得ない事由により本契約の解除を甲に申し入れたとき。
 - (7) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 3 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。またこの場合、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第2項、第3項の規定により契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第23条 第21条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

2 契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(労働関係法令等の遵守)

第24条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を○通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会
会長 酒井 雅洋

乙 共同企業体代表
(住所)
(社名)
(代表者職氏名)

共同企業体構成員
(住所)
(社名)
(代表者職氏名)

(住所)
(社名)
(代表者職氏名)